

国立大学法人埼玉大学総合研究機構と独立行政法人理化学研究所脳科学総合研究センターとの研究連携協定書

国立大学法人埼玉大学総合研究機構（以下「甲」という。）と独立行政法人理化学研究所脳科学総合研究センター（以下「乙」という。）は、相互の連携協力関係が、我が国における脳科学に関する学術及び科学技術の発展に寄与することを認識し、この協定を締結する。

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携による脳科学及び脳科学技術に関する基礎並びに応用研究を通して、脳科学発展への寄与及びその成果の社会への還元を促進することを目的とする。

第2条 甲及び乙は、先端脳科学及び脳科学新技術開発に関する研究分野、その他それぞれが関心を有する研究分野並びにその関連活動において、次に掲げる事項について連携を促進する。

- (1) 教職員及び研究者の交流に関する事項
- (2) 共同研究の実施に関する事項
- (3) 講演及びシンポジウムの実施に関する事項
- (4) その他両者が合意した事項

第3条 本協定に基づく具体的な活動の策定及び実施については、甲及び乙で個別に協議し、覚書により合意するものとする。

第4条 本協定に基づく共同研究の成果によって得られる知的財産については、それぞれの案件ごとに甲と乙で協議するものとする。

第5条 本協定は、甲及び乙の代表者の合意文書により、修正又は変更することができる。

第6条 本協定の有効期間は、甲及び乙の代表者が協定書に署名した日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定は、甲及び乙が協議し更新することができる。

第7条 有効期間内においても、甲又は乙は、相手方に対して6か月前までに書面による通知をなすことにより、本協定を終了させることができる。

第8条 本協定書は、2通作成し、甲と乙それぞれ1通を保持する。

平成21年 1月 1日

甲 国立大学法人埼玉大学
総合研究機構長

川 橋 正 昭



乙 独立行政法人理化学研究所
脳科学総合研究センター
センター長代行

田 中 啓 治

